

大分県困難な問題を抱える  
女性への支援計画（素案）

令和6年〇月  
大分県

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針 .....	1
1 基本的な考え方 .....	1
(1) 策定の背景及び趣旨 .....	1
(2) 計画の期間 .....	2
(3) 計画の対象となる女性の範囲 .....	2
(4) 計画の位置づけ .....	2
(5) 計画の見直し .....	3
2 現状及び課題 .....	4
(1) 現状 .....	4
ア 婦人相談所について .....	4
イ 婦人寮について .....	17
ウ 支援にあたり協働が可能な民間団体等 .....	18
① おおいた性暴力救援センターすみれ .....	18
② おおいた妊娠ヘルプセンター .....	19
③ おおいた青少年総合相談所 .....	20
④ 大分県外国人総合相談センター .....	21
⑤ 大分県母子・父子福祉センター、大分県母子家庭等就業・自立支援センター .....	21
⑥ 母子生活支援施設 .....	22
⑦ DV等被害者支援団体 .....	23
⑧ 社会福祉協議会 .....	23
(2) 課題 .....	24
ア 婦人相談所の役割の周知 .....	24
イ 市町村の相談体制 .....	24
ウ 一時保護所や婦人寮の利用減少 .....	24
エ 一時保護解除後や婦人寮退所後のアフターケア .....	25
オ 婦人相談所の専門性の向上 .....	25
カ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への配慮 .....	25
キ 外国人への相談支援 .....	25
3 基本目標等 .....	26
(1) 目指す姿 .....	26
(2) 基本目標 .....	26
① 若年女性の相談しやすい体制づくり .....	26
② 一時保護所や婦人寮の利用促進 .....	26
③ アフターケアの確実な実施 .....	26

(3) 具体的指標 .....	26
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための具体的施策 .....	27
1 広報活動の強化 .....	27
2 関係機関との連携 .....	27
3 相談支援の専門性の確保 .....	27
4 市町村の体制強化 .....	28
5 法律相談の実施 .....	28
6 大分県外国人総合相談センターとの連携 .....	28
7 一時保護の円滑な実施 .....	28
8 一時保護所や婦人寮の入所時のルールの改善検討 .....	28
9 一時保護所や婦人寮における支援の充実 .....	29
(1) 被害からの回復支援 .....	29
(2) 日常生活の回復の支援 .....	29
(3) 同伴児童への支援 .....	29
(4) 自立支援 .....	29
ア 被害からの回復支援 .....	29
イ 生活支援 .....	30
ウ 日中活動の場の確保支援 .....	30
エ 居住支援 .....	30
10 アフターケアによる退所後等の支援 .....	30

(用語について)

令和6年4月1日法施行に伴い、法律上  
「婦人相談所」は「女性相談支援センター」  
「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」  
「婦人相談員」は「女性相談支援員」に改正されます。

本計画（素案）は、令和5年度に策定するため、現行の名称を使用しています。令和6年4月1日以降は、改正後の新たな名称に変更して公表する予定です。

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) 策定の背景及び趣旨

- ・ 本県では、売春の防止を図ることを目的として、昭和31年に制定された「売春防止法（昭和31年法律第118号）」に基づき、昭和39年に大分県婦人相談所を設置し、同法第4章の規定に基づく婦人保護事業を実施してきました。
- ・ この間、社会経済情勢の変化とともに女性の抱える課題は多様化、複合化、複雑化し、女性の支援ニーズも多様化してきましたが、国においては、そのような変化に対応するための売春防止法の改正はなされないまま、婦人保護事業の対象だけを拡大してきました。

昭和45年には、婦人保護事業の対象を「売春を行うおそれのある女性」以外にも拡大し、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）」においては、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、配偶者暴力防止法が、婦人保護事業の根拠法のひとつとなりました。

また、平成25年10月の「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」の一部改正により、ストーカー行為等の相手方への支援が婦人保護事業の対象として明記されています。
- ・ こうした中、婦人保護事業の抜本的見直しにかかる提言を受け、民間団体及び与野党による議員立法の動きの中で、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）」が成立し、令和6年4月1日施行とされたところです。婦人保護事業は売春防止法から切り離され、法を根拠に実施することとなりました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されています。
- ・ この「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画（以下「計画」という。）」は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、支援を受けることによりその福祉が増進され自立して暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性

に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

## (2) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

## (3) 計画の対象となる女性の範囲

法第2条において「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」と規定されています。

法は、そもそも、女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となるものです。

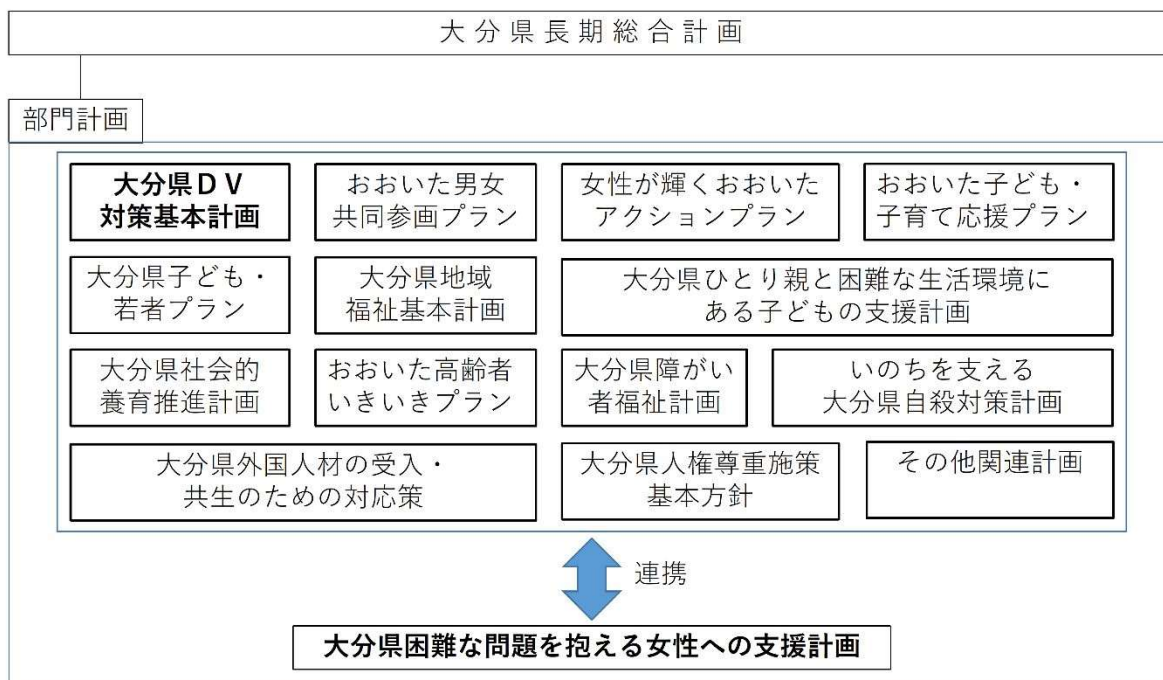
## (4) 計画の位置づけ

ア 困難な問題を抱える女性は、(3)に記載のように性的な被害や、DV、生活困窮をはじめ、ひとり親家庭や障がい、介護、外国人、社会的養育経験者などそれぞれの事情により様々な問題が生じています。そのため、各分野の施策に関する計画により支援を実施しています。

イ この計画は、法第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画として策定するものであり、主に、困難な問題を抱える女性への支援を行う機関として法第9条で規定されている「女性相談支援センター（現婦人相談所）」に関して、国の基本方針第3の1(3)②に則し、基本的な方針と施策の内容を明らかにします。

ウ この計画は、大分県長期総合計画の部門計画としての性格を有します。

また、次の図のとおり「大分県DV対策基本計画」をはじめとする関連する各種計画との整合性を図っています。



## (5) 計画の見直し

計画の見直しに当たっては、計画に定めた施策の評価を行い、当該評価により得られた結果をもとに見直しを行うこととします。

この評価は、「第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項」に掲げた困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取すること等により実施します。

## 2 現状及び課題

### (1) 現状

県内には、売春防止法第34条の規定に基づく大分県婦人相談所（以下「婦人相談所」という。）が1か所、同法第36条の規定に基づく婦人保護施設として、大分県婦人寮（以下「婦人寮」という。）が1か所設置されています。

また、同法第35条の規定に基づく婦人相談員は、婦人相談所に3名、別府市に2名配置されています。

加えて、困難な問題を抱える女性への支援のために様々な民間団体等が活動しています。

#### ア 婦人相談所について

婦人相談所は、昭和39年4月に大分市に設置され、社会情勢の変化や個人の意識変革に伴い、女性に関する精神的な悩みや夫の暴力、家族の問題など多岐にわたる相談に応じるほか、助言や情報提供、「売春防止法」及び「配偶者暴力防止等法」に基づき、必要な場合に一時保護や婦人寮への入所措置を行っています。

#### ① 相談の状況

婦人相談所では、来所及び電話のほか、メールや手紙で相談を受け付けています。令和4年度の相談件数 3,457 件のうち電話相談が 3,131 件で約 9 割を占めています。また、夜間休日の相談が 2,017 件で全体の約 6 割となっています。

相談時間	(来所)	平日	9時	～	17時
	(電話)	平日	8時30分	～	21時
		土日祝日	13時	～	17時、18時～21時

表1-1：令和4年度の婦人相談所の相談状況（合計）

（単位：件）

区分	本人の問題	家庭の問題	その他	合計
来所	5	53	12	70
電話	2,577	515	39	3,131
(うち夜間休日)	1,905	112	0	2,017
手紙・メール等	11	245	0	256
計	2,593	813	51	3,457
割合	75.0%	23.5%	1.5%	100.0%

出典：婦人相談所調べ

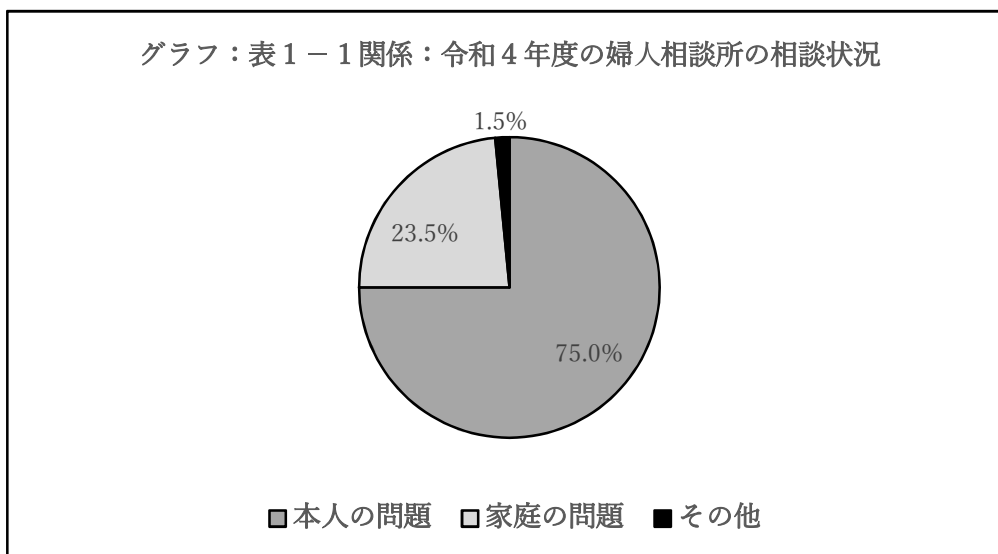


表1-2：令和4年度の婦人相談所の相談状況（本人の問題）

（単位：件）

区分	生活 困窮	借金 ・ サラ 金	求職	病気	精神 保健	妊娠 出産 ・未婚 の母	不健全 な性的 関係	男女 問題	帰宅先 なし	人間 関係	その 他	計
来所	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	5
電話	2	3	4	2	2,458	30	0	7	19	10	42	2,577
（うち夜間休日）	1	1	0	2	1,874	1	0	3	3	7	13	1,905
手紙・メール等	0	0	0	0	0	6	0	0	4	0	1	11
計	2	3	4	2	2,459	37	0	7	25	10	44	2,593

出典：婦人相談所調べ

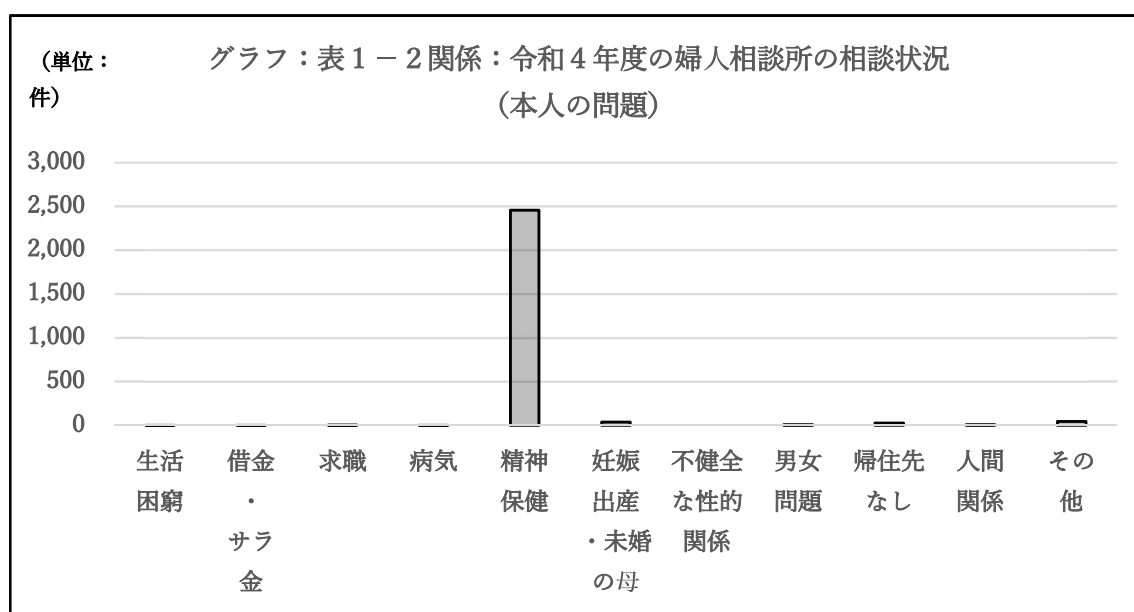




表1-3：令和4年度の婦人相談所の相談状況（家庭の問題）

（単位：件）

区分	夫等の暴力	他の人の暴力	その他の夫の問題	離婚問題	こどもの養育不能	こどもの問題	家庭不和	その他	計
来所	47	5	0	1	0	0	0	0	53
電話	340	64	28	40	0	10	11	22	515
（うち夜間休日）	55	23	11	14	0	2	1	6	112
手紙・メール等	239	4	1	0	0	1	0	0	245
計	626	73	29	41	0	11	11	22	813

出典：婦人相談所調べ

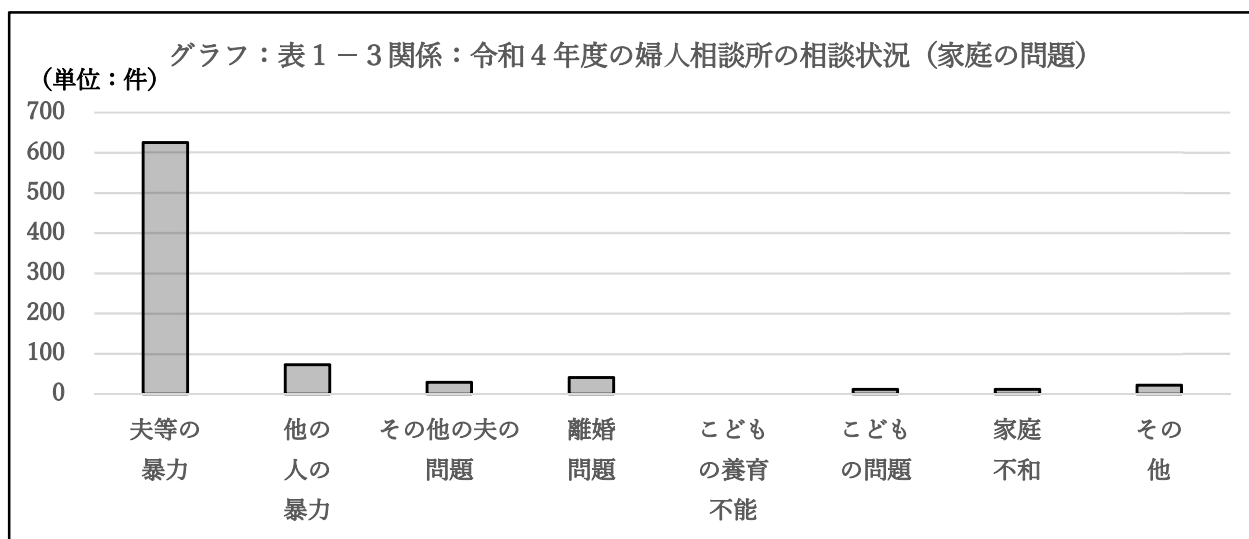


表1-4：令和4年度の婦人相談所の相談状況（その他）

（単位：件）

区分	住居問題	その他	計
来所	12	0	12
電話	33	6	39
（うち夜間休日）	0	0	0
手紙・メール等	0	0	0
計	45	6	51

出典：婦人相談所調べ

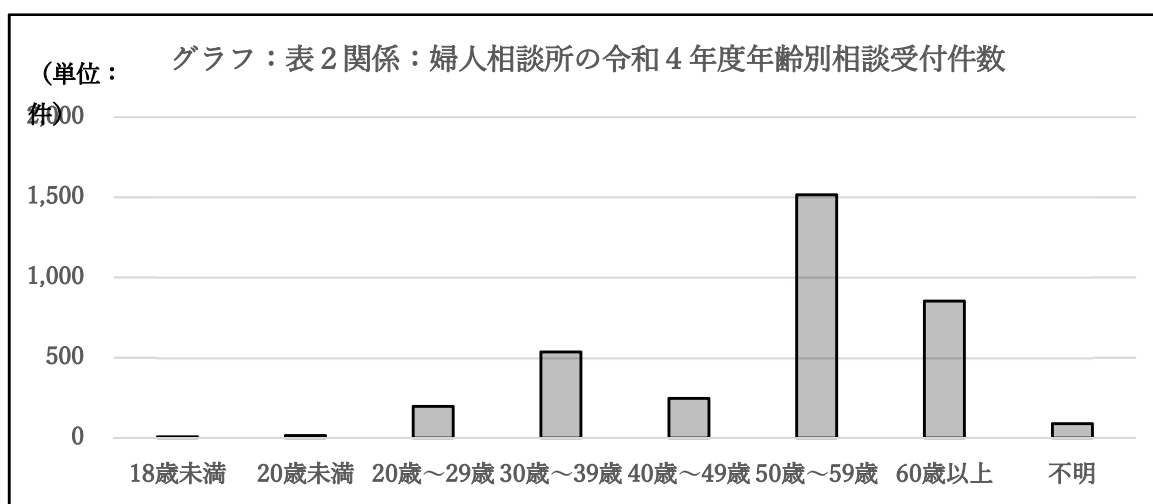
相談者の年代は、令和4年度は50歳代が1,515件（43.8%）で最も多く、次いで60歳以上が853件（24.7%）、20歳代は196件（5.7%）、20歳未満は21件（0.6%）となっています。

表2：婦人相談所の年度別・年齢別相談受付件数

（単位：件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	2	6	7	6	6
20歳未満	11	20	19	16	15
20歳～29歳	528	316	364	175	196
30歳～39歳	359	391	500	583	536
40歳～49歳	664	718	677	362	247
50歳～59歳	813	1,366	1,778	2,132	1,515
60歳以上	270	243	182	330	853
不明	97	142	105	107	89
計	2,744	3,202	3,632	3,711	3,457

出典：婦人相談所調べ



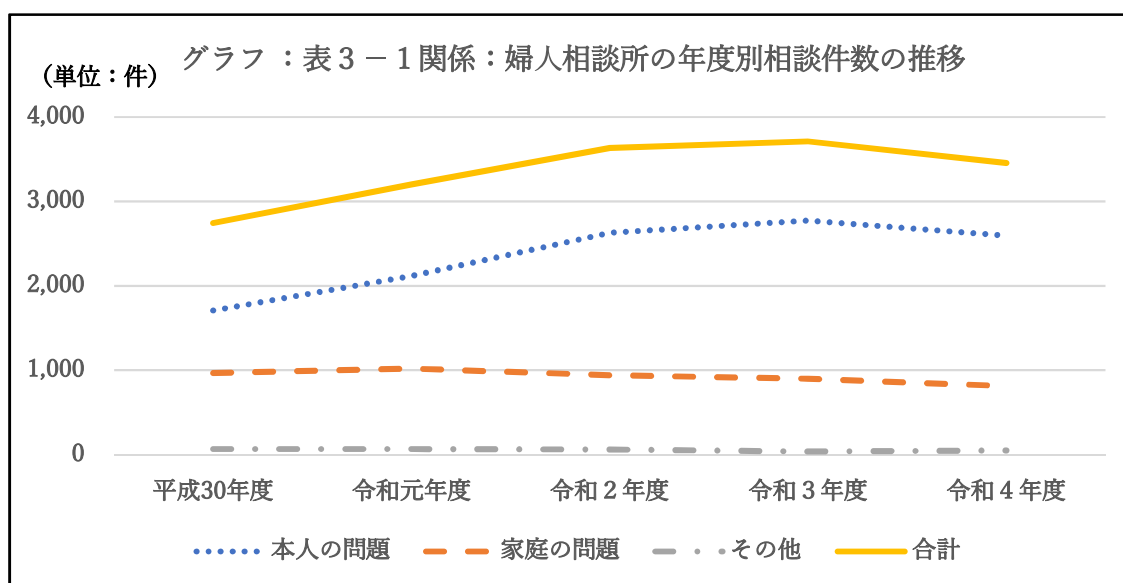
主訴別では、令和4年度は「本人の問題」が2,593件（75.0%）、「家庭の問題」が813件（23.5%）となっています。

表3-1：婦人相談所の年度別・主訴別相談件数（合計）

（単位：件）

区分	本人の問題	家庭の問題	その他	合計
平成30年度	1,708	969	67	2,744
令和元年度	2,115	1,020	67	3,202
令和2年度	2,628	942	62	3,632
令和3年度	2,773	900	38	3,711
令和4年度	2,593	813	51	3,457

出典：婦人相談所調べ



令和4年度の相談内容で最も多いのは、「本人の問題」では「精神保健」に関する相談2,459件（71.1%）、「家庭の問題」では「夫等の暴力」に関する相談626件（18.1%）となっています。

相談件数は、平成30年度には2,744件であったものが、令和4年度には3,457件となり713件増えています。精神保健の相談が平成30年度の1,601件から令和4年度には2,459件となり858件増えていることが増加の要因と考えられます。一方、夫等の暴力は平成30年度の709件から令和4年度には626件となり83件の減となっています。

表3-2：婦人相談所の年度別・主訴別相談件数（本人の問題）

（単位：件）

区分	生活困窮	借金・サラ金	求職	病気	精神保健	妊娠出産・未婚の母	不健全な性的関係	男女問題	帰宅先なし	人間関係	その他	計
平成30年度	5	5		2	1,601	1		7	26	12	49	1,708
令和元年度	10	3	2	7	1,955	4		5	43	14	72	2,115
令和2年度	17	3	1		2,522	12		8	22	12	31	2,628
令和3年度	5	4	1	4	2,676	22		4	17	11	29	2,773
令和4年度	2	3	4	2	2,459	37		7	25	10	44	2,593

出典：婦人相談所調べ

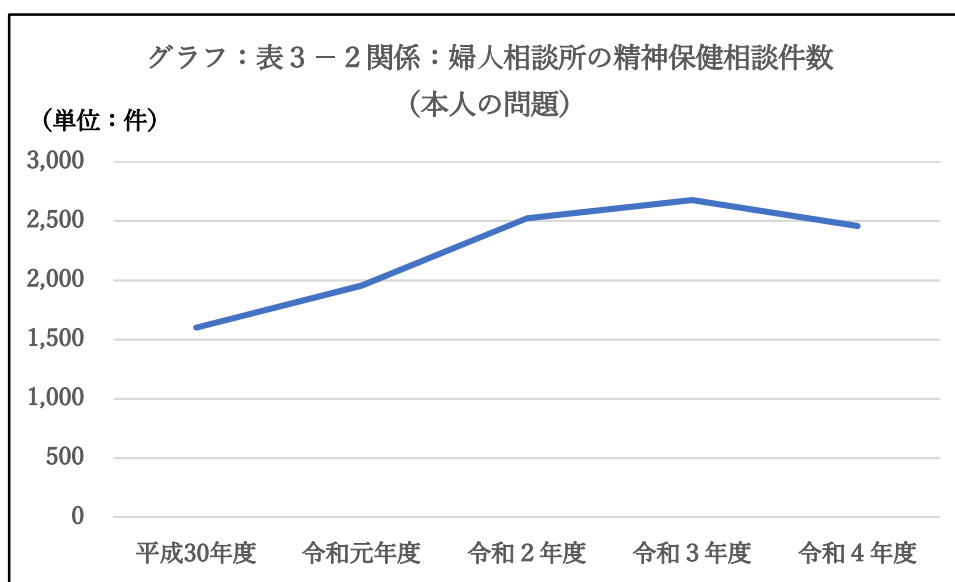


表 3 - 3 : 婦人相談所の年度別・主訴別相談件数 (家庭の問題)

(単位: 件)

区分	夫等の暴力	他の人の暴力	その他の夫の問題	離婚問題	こどもの養育不能	こどもの問題	家庭不和	その他	計
平成30年度	709	50	45	84	3	23	27	28	969
令和元年度	733	85	40	87		27	17	31	1,020
令和2年度	734	72	31	59		5	28	13	942
令和3年度	677	73	33	58	18	14	15	12	900
令和4年度	626	73	29	41		11	11	22	813

出典: 婦人相談所調べ

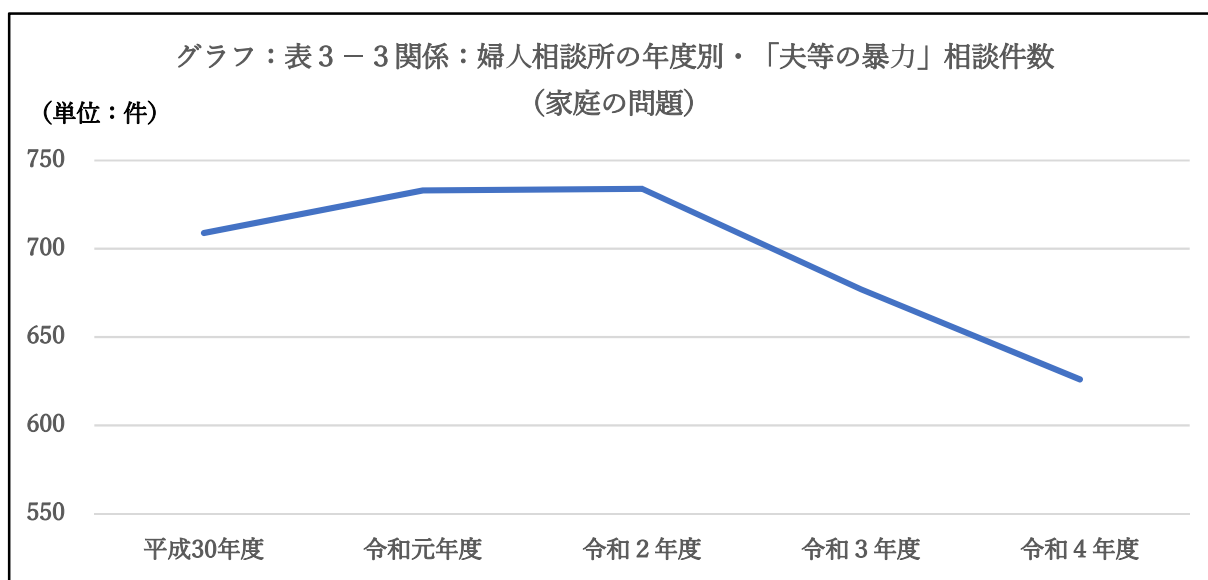


表 3 - 4 : 婦人相談所の年度別・主訴別相談件数 (その他)

(単位: 件)

区分	住居問題	その他	計
平成30年度	43	24	67
令和元年度	41	26	67
令和2年度	41	21	62
令和3年度	30	8	38
令和4年度	45	6	51

出典: 婦人相談所調べ

## ② 一時保護の状況

婦人相談所では、被害者の緊急時における安全確保等のため、一時保護を自ら行い又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行っています。

令和4年度中の一時保護は22件で年々減少傾向にあります。

年代別では、20代が8件で最も多く、17歳から79歳までの幅広い年代の方を一時保護しており、一時保護の理由は「夫等からの暴力」が最も多くなっています。同伴家族25人のうち約6割の17人が未就学児です。

なお、一時保護が必要として警察や市町村などの関係機関から婦人相談所に相談があった場合には、婦人相談所は関係機関と連携して一時保護につないでいます。

表4-1：婦人相談所の一時保護人数の推移

(単位：人)

区分	要保護女子	同伴児・者	合計
平成30年度	57	41	98
令和元年度	44	40	84
令和2年度	37	26	63
令和3年度	29	22	51
令和4年度	22	25	47

出典：婦人相談所調べ

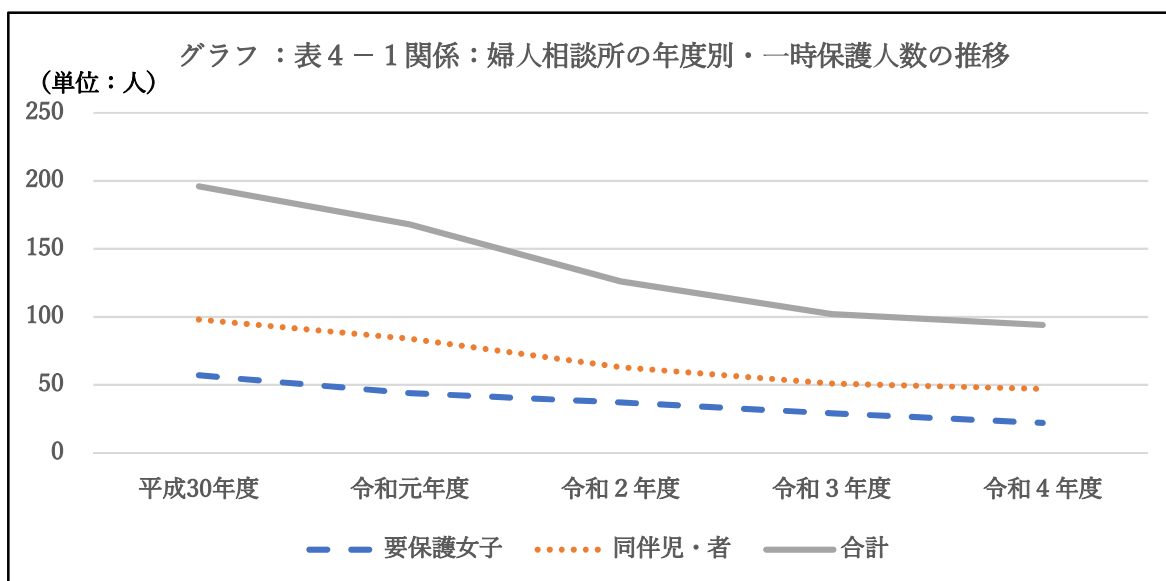


表4-2：要保護女子の年度別・年齢別一時保護人数

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満		2	2		2
20歳未満	1	2	1	1	1
20歳～29歳	16	2	9	4	8
30歳～39歳	16	15	9	10	4
40歳～49歳	11	13	4	6	3
50歳～59歳	4	5	8	4	1
60歳以上	9	5	4	4	3
計	57	44	37	29	22

出典：婦人相談所調べ

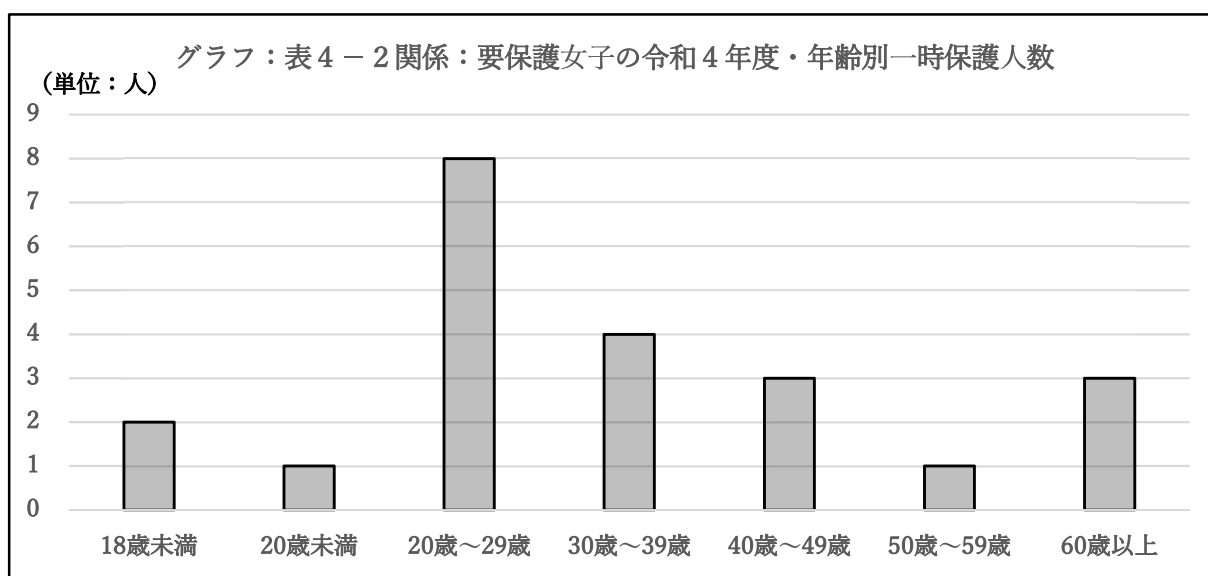


表4-3：婦人相談所の年度別・主訴別一時保護人数（合計）

(単位：人)

区分	本人の問題	家庭の問題	計
平成30年度	4	53	57
令和元年度	9	35	44
令和2年度	3	34	37
令和3年度	7	22	29
令和4年度	6	16	22

出典：婦人相談所調べ

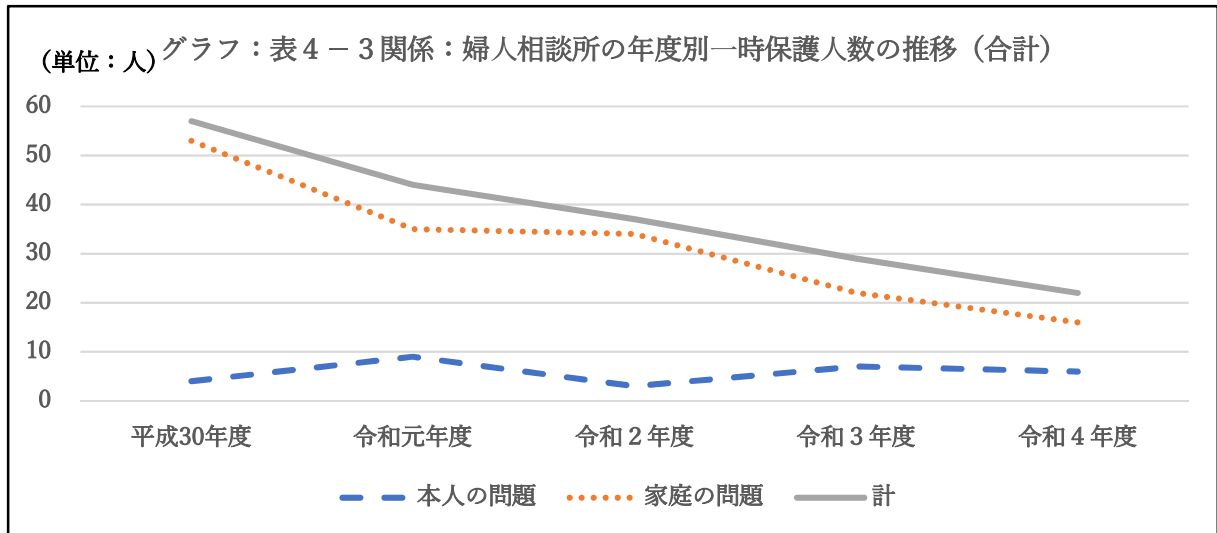


表4-4：婦人相談所の年度別・主訴別一時保護人数 (本人の問題)

(単位：人)

区分	生活 困窮	借金 ・ サラ 金	求職	病気	精神 保健	妊娠 出産 ・未婚 の母	不健全 な性的 関係	男女 問題	帰住先 なし	人間 関係	その 他	計
平成30年度									4			4
令和元年度									8	1		9
令和2年度						1			2			3
令和3年度						2			3	2		7
令和4年度						2			3	1		6

出典：婦人相談所調べ

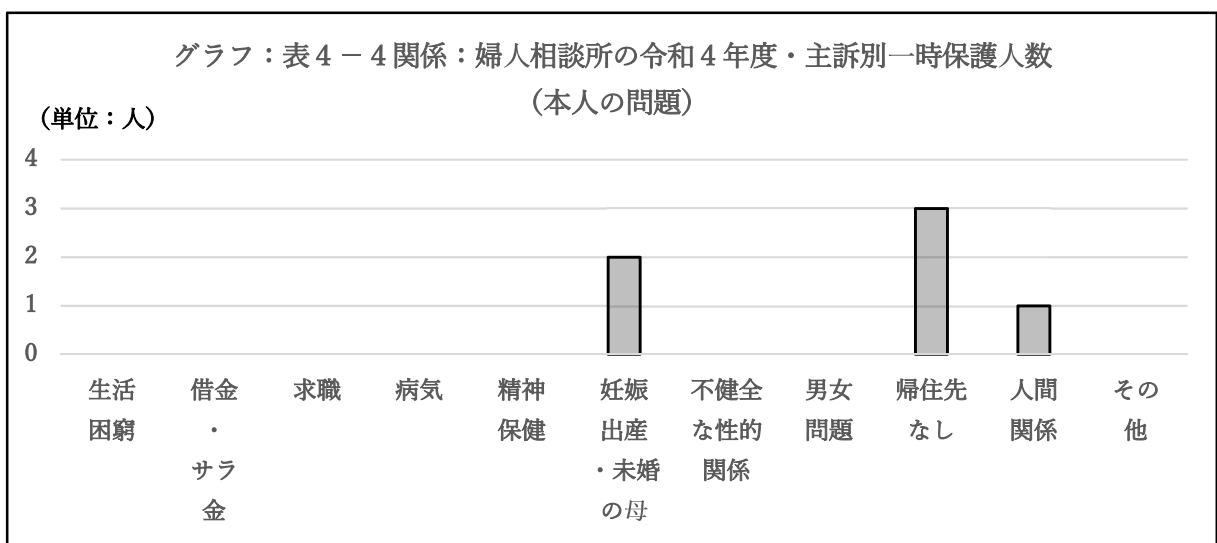




表4-5：婦人相談所の年度別・主訴別の一時保護人数（家庭の問題）

（単位：人）

区分	夫等の暴力	他の人の暴力	その他の夫の問題	離婚問題	こどもの養育不能	こどもの問題	家庭不和	その他	計
平成30年度	50	3							53
令和元年度	28	7							35
令和2年度	28	4					2		34
令和3年度	19	3							22
令和4年度	15	1							16

出典：婦人相談所調べ

婦人相談所が一時保護委託先として契約している施設は、令和5年4月1日現在、母子生活支援施設2か所、障害者支援施設3か所、無料定額宿泊所1か所、児童家庭支援センター3か所、児童養護施設5か所の計14か所です。令和4年度はそのうち2施設に7人、延べ124人を一時保護委託しています。

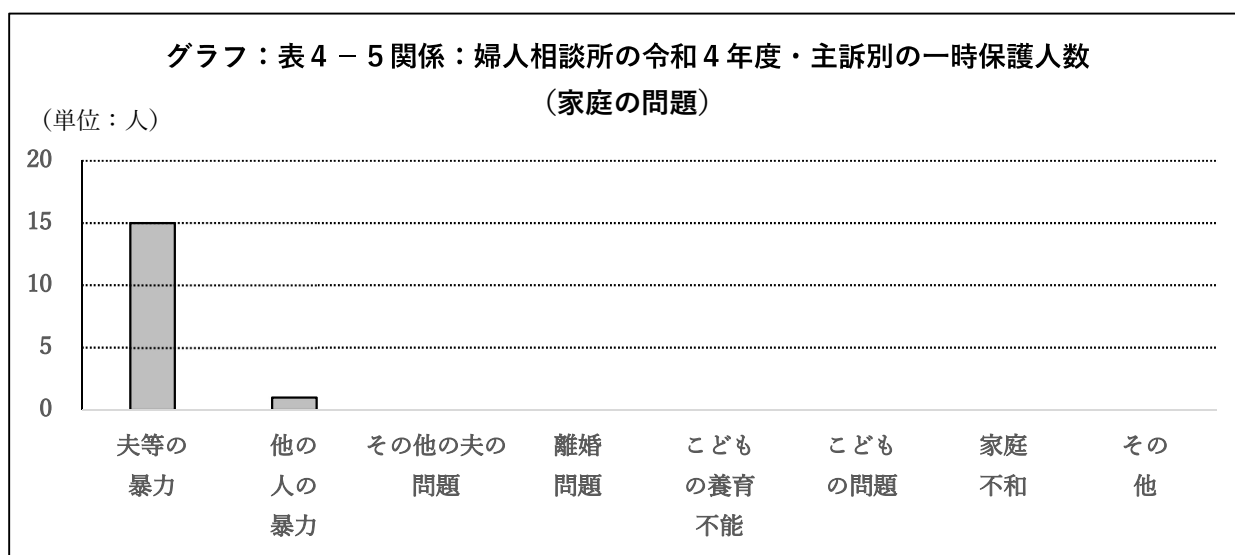
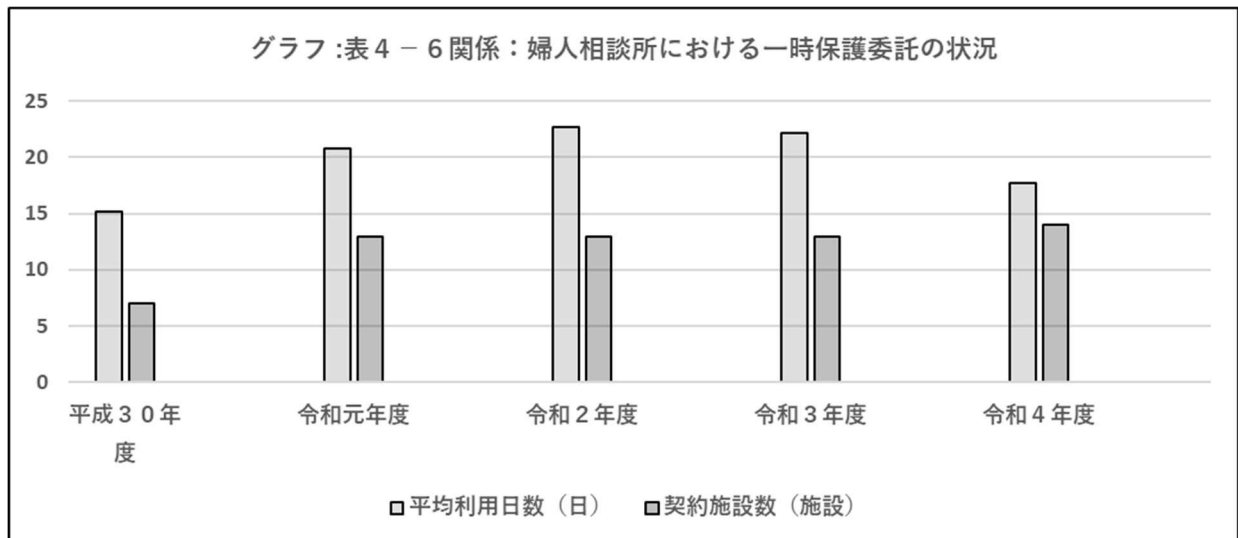


表4-6：婦人相談所における一時保護委託の状況

委託先	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	委託人数 (人)	延利用日数 (日)	委託人数 (人)	延利用日数 (日)	委託人数 (人)	延利用日数 (日)	委託人数 (人)	延利用日数 (日)	委託人数 (人)	延利用日数 (日)
A (母子生活支援施設)	1	12	6	99	6	123	1	31	1	22
B (母子生活支援施設)	2	39	4	121	6	143	2	56	6	102
C (障害者支援施設)	2	7	1	16						
D (無料定額宿泊所)	1	33	1	14			1	7		
E (児童家庭支援センター)							1	17		
F (児童養護施設)					1	29				
計	6	91	12	250	13	295	5	111	7	124
平均利用日数(日)	15.2		20.8		22.7		22.2		17.7	
契約施設数	7施設		13施設		13施設		13施設		14施設	

出典：婦人相談所調べ

※委託人数には同伴児・者を含まない



### ③ 配偶者暴力相談支援センターとしての役割

平成13年に制定された配偶者暴力防止等法に基づき、平成14年4月に婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターとしての機能が付加されており、配偶者暴力（以下「DV」という。）に対する相談・支援や一時保護が婦人相談所の重要な業務となっています。

県内の配偶者暴力相談支援センターは、婦人相談所のほか、消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）、大分市中央こども家庭支援センターの3か所に設置されており、DVに関する相談を受け、被害者の状況や意思を尊重しながら、警察や弁護士、児童相談所など関係機関と連携し、必要なサポートにつないでいます。

なお、婦人相談所における配偶者暴力相談支援センターとしての相談や一時保護、自立支援のための情報提供等については、配偶者暴力防止等法に基づく都道府県基本計画として策定した「大分県 DV 対策基本計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら実施しています。

表 5：配偶者暴力相談支援センターの相談状況

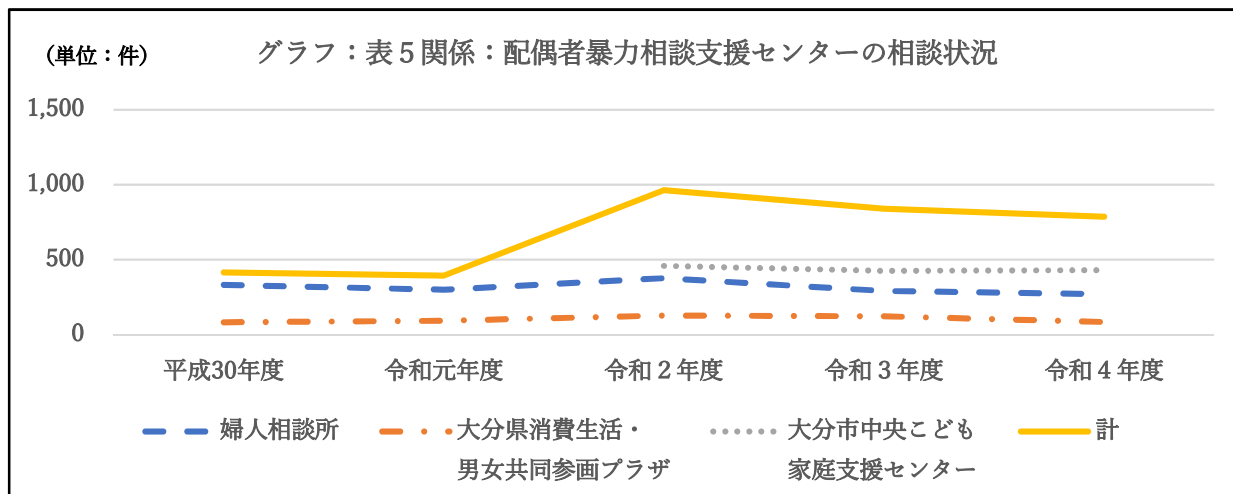
(単位：件)

区分	婦人相談所	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	大分市中央こども家庭支援センター	計
平成30年度	332	83		415
令和元年度	301	93		394
令和2年度	377	128	459	964
令和3年度	291	123	426	840
令和4年度	271	85	431	787

出典：大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」調べ

※婦人相談所の件数は、表3-3「夫等の暴力」の内数であり、家族等からの相談を除いた本人からの相談のみを計上している。

※大分市中央こども家庭支援センターは令和2年度開設



## イ 婦人寮について

婦人寮は、支援が必要な女性の自立に向けて、生活指導や就労に向けた支援等を行う施設です。

通勤、通学を可能としており、入所者の心身の健康の回復と自立した生活基盤を整えるための中長期的な支援を行います。

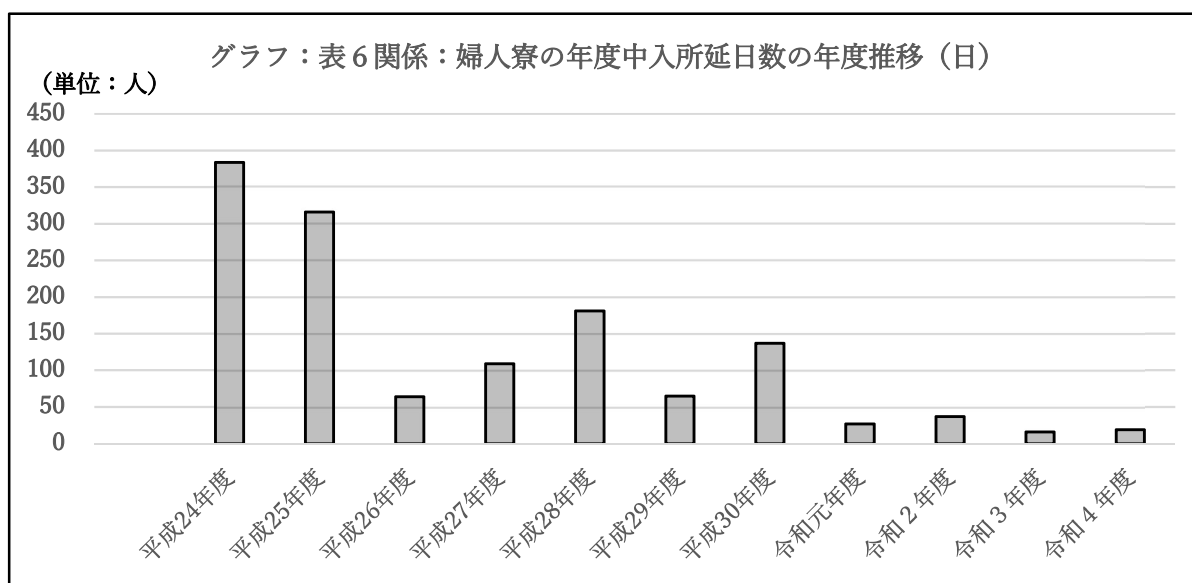
入所者は年々減少しており、平成24年度の入所者は10人（延べ384人）でしたが、令和4年度は1人（延べ19人）となっています。

表6：婦人寮の年度別入・退所の状況

(単位：人)

区分	年度中の入所者数	年度中の退所者数	退所先				年度中入所延日数 (日)
			自営・就職	帰宅	アパート・DV住宅	その他 (入院ほか)	
平成24年度	10	7	1	1	4	1	384
平成25年度	8	7			4	3	316
平成26年度	2	2				2	64
平成27年度	2	2			1	1	109
平成28年度	3	3	1		2		181
平成29年度	3	3	1	1		1	65
平成30年度	3	3			3		137
令和元年度	2	2		1	1		27
令和2年度	1	1	1				37
令和3年度	2	2			1	1	16
令和4年度	1	1			1		19

出典：婦人相談所調べ



## ウ 支援にあたり協働が可能な民間団体等

### ① おおいた性暴力救援センターすみれ

県が性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして設置した「おおいた性暴力救援センターすみれ」は、性犯罪や性暴力による被害者に対し、専門の相談員による相談や医療機関・警察等への同行支援を行っています。

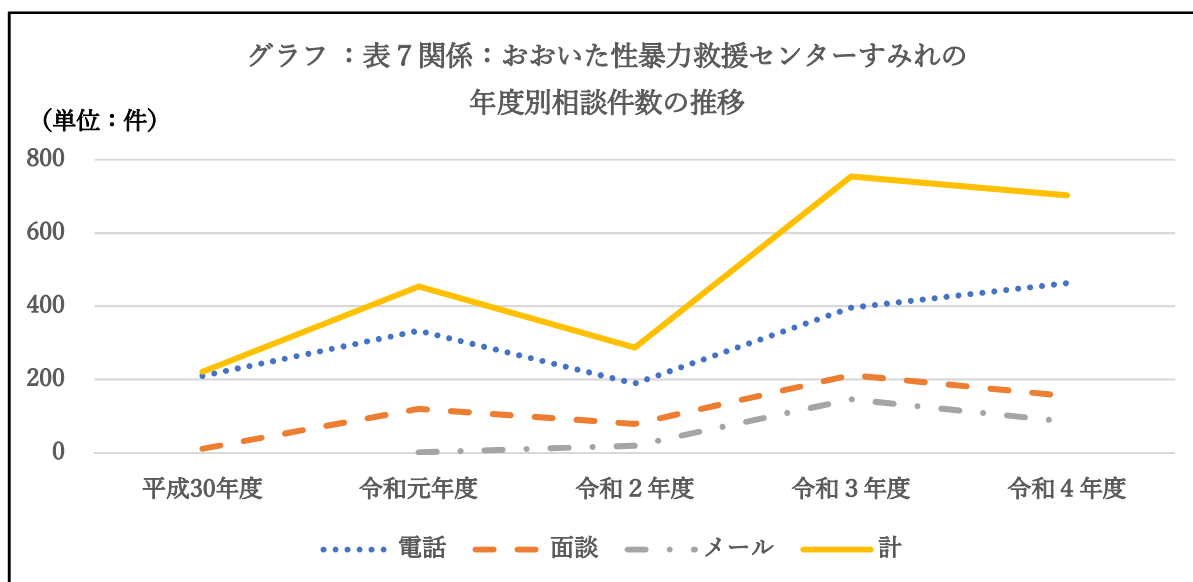
電話・面談・メールでの相談に24時間365日対応しており、関係機関と連携して、中長期的に必要な支援を行っています。

表7：おおいた性暴力救援センターすみれの年度別相談件数

(単位：件)

区分	電話	面談	メール	計
平成30年度	210	11		221
令和元年度	333	120	1	454
令和2年度	189	79	19	287
令和3年度	396	212	146	754
令和4年度	463	155	85	703

出典：大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」調べ



## ② おおいた妊娠ヘルプセンター

県は、大分県助産師会に委託して「おおいた妊娠ヘルプセンター」を設置しています。同センターでは、予期しない妊娠や貧困、DV、若年妊娠などで出産前から支援が特に必要とされる特定妊婦等に対して、産科等医療機関への同行支援のほか、妊婦健康診査受診料などの助成を行っています。

相談は、水曜日から日曜日の11:30から19:00までとなっており、助産師が電話やメール、面接での相談を受け、必要に応じて産婦人科医師による相談を行っています。

また、予期しない妊娠の背景がDV等の場合には、婦人相談所やアイネス、警察と連携しています。

令和4年度の相談件数は552件で、そのうち82%の453件が電話相談となっています。

表8-1：妊娠ヘルプセンターの年度別相談件数

(単位：件)

区分	電話	面談 (助産師)	面談 (医師)	メール	計
平成30年度	255	5		120	380
令和元年度	221	11		61	293
令和2年度	201	16	3	96	316
令和3年度	524	7		58	589
令和4年度	453	5	2	92	552

出典：こども未来課調べ

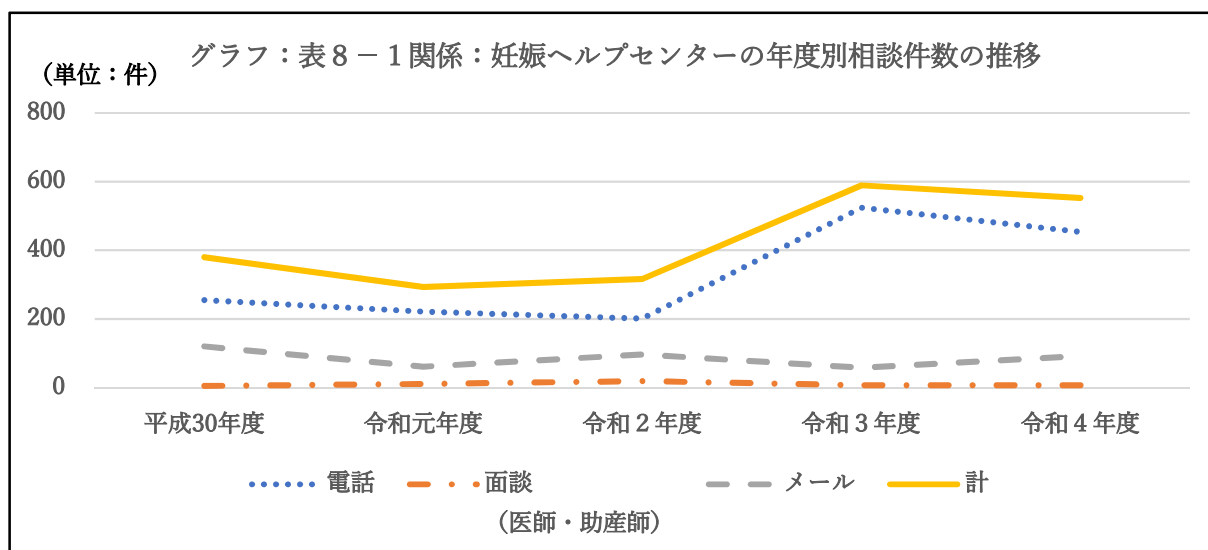
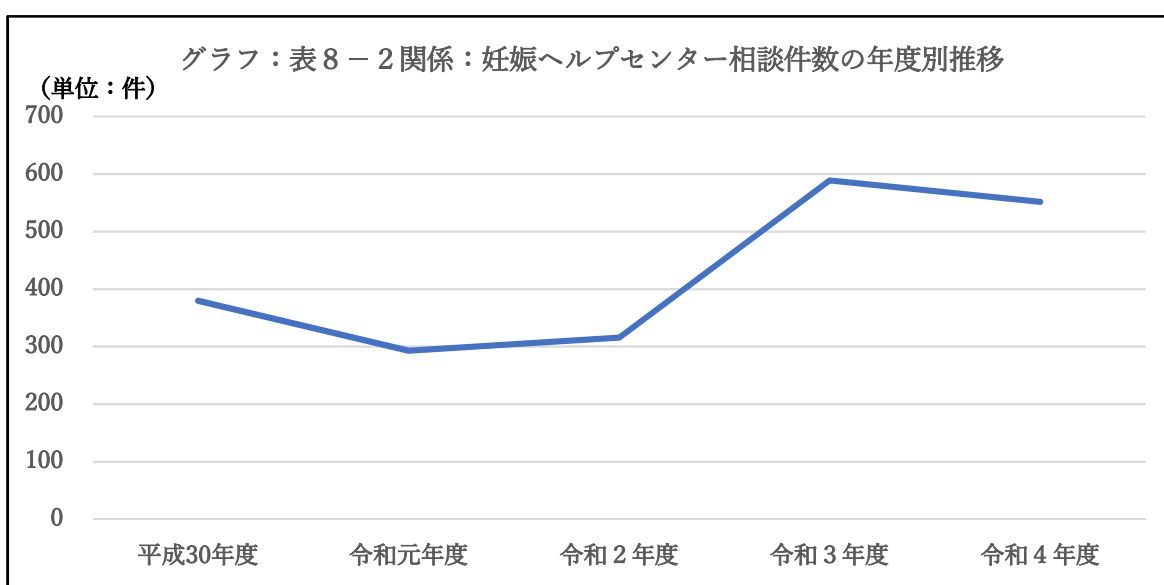


表8-2：妊娠ヘルプセンターの年度別・主訴別相談件数

(単位：件)

区分	女性の心身の健康	妊娠一般	妊娠葛藤	妊娠中絶	不妊	育児不安	関係機関との連携	その他	計
平成30年度	123	101	42	20	10	12	11	61	380
令和元年度	100	48	38	23	10	7	16	51	293
令和2年度	13	62	52	16	13	7	27	126	316
令和3年度	267	50	25	6	12	2	16	211	589
令和4年度	24	62	40	10	10	6	3	397	552

出典：こども未来課調べ



### ③ おおいた青少年総合相談所

県は、特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネットに委託して、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に困難や悩みをかかえる青少年及びその家族を支援するための総合相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を開設しています。

同相談所は、ひきこもりや不登校、ニート等の青少年の自立に関する相談を受ける「おおいた子ども若者総合相談センター/おおいたひきこもり地域支援センター」、児童養護施設退所者等の生活や就業に関する相談に応じる「児童アフターケアセンターおおいた」、働くことに悩みを抱える若者の就労に向けた支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」の3つの相談窓口を開設しています。

「児童アフターケアセンターおおいた」の令和4年度の相談件数は、3,512件となっています。

#### ④ 大分県外国人総合相談センター

県は、公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団に委託して「おおいた国際交流プラザ」内に「大分県外国人総合相談センター」を開設しています。

令和4年度の相談件数は326件で、入管手続き、日本語学習、社会保険・年金問題のほか、仕事、離婚問題など多様な相談を受けています。

なお、婦人相談所の相談に通訳が必要な場合は、協力を得られることになっています。

#### ⑤ 大分県母子・父子福祉センター、大分県母子家庭等就業・自立支援センター

県は、一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会に委託して、ひとり親家庭の相談支援の窓口として「大分県母子・父子福祉センター」及び「大分県母子家庭等就業・自立支援センター」を設置しています。

大分県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩みなど様々な相談に対応しており、養育費や遺産相続など専門的な相談は無料で弁護士相談を行っています。

また、大分県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談や求人情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスを提供し、ひとり親家庭の就業による自立を支援しています。

表9-1：大分県母子・父子福祉センターにおける女性相談件数

(単位：件)

区分	一般相談	特別相談 (弁護士による相談)	計
令和2年度	757	100	857
令和3年度	737	112	849
令和4年度	756	121	877

出典：こども・家庭支援課調べ

表9-2：大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数

(単位：件)

区分	相談件数
令和2年度	276
令和3年度	291
令和4年度	225

出典：こども・家庭支援課調べ

※男性含む



## ⑥ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または母子家庭に準じる家庭の女性とその子どもを保護し、生活支援や退所後の相談その他の援助を行うことを目的とした施設です。地域での母子の生活の安定と自立に向けた支援を、措置を行う福祉事務所とともに実施しています。

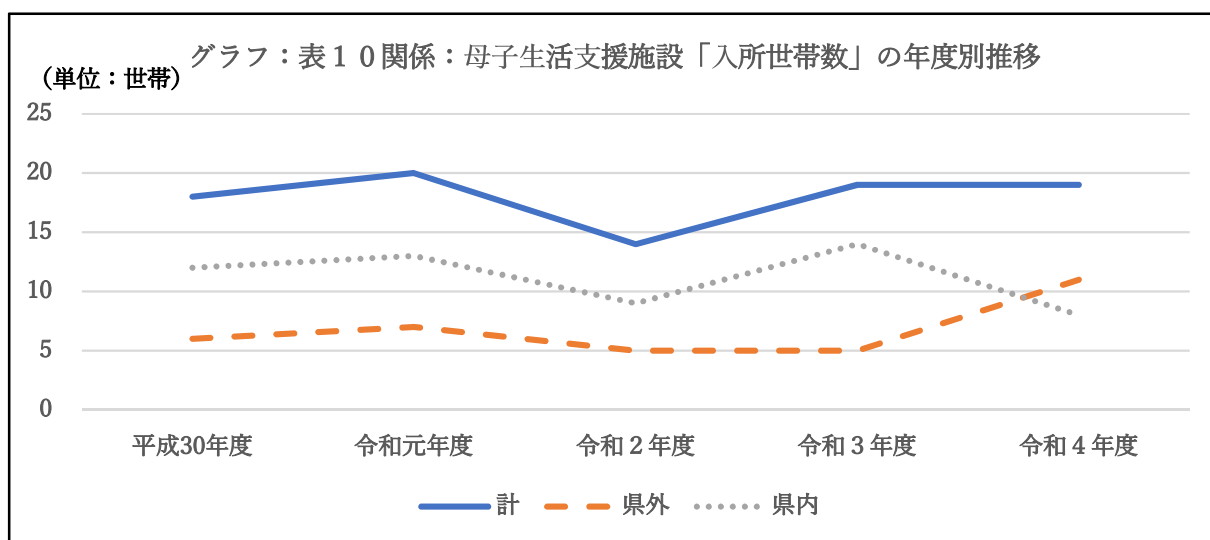
県内には、3か所の母子生活支援施設があり、令和4年度の入所世帯数は19件で、横ばい傾向にあります。利用の主な理由は「夫の暴力」が最も多くなっています。

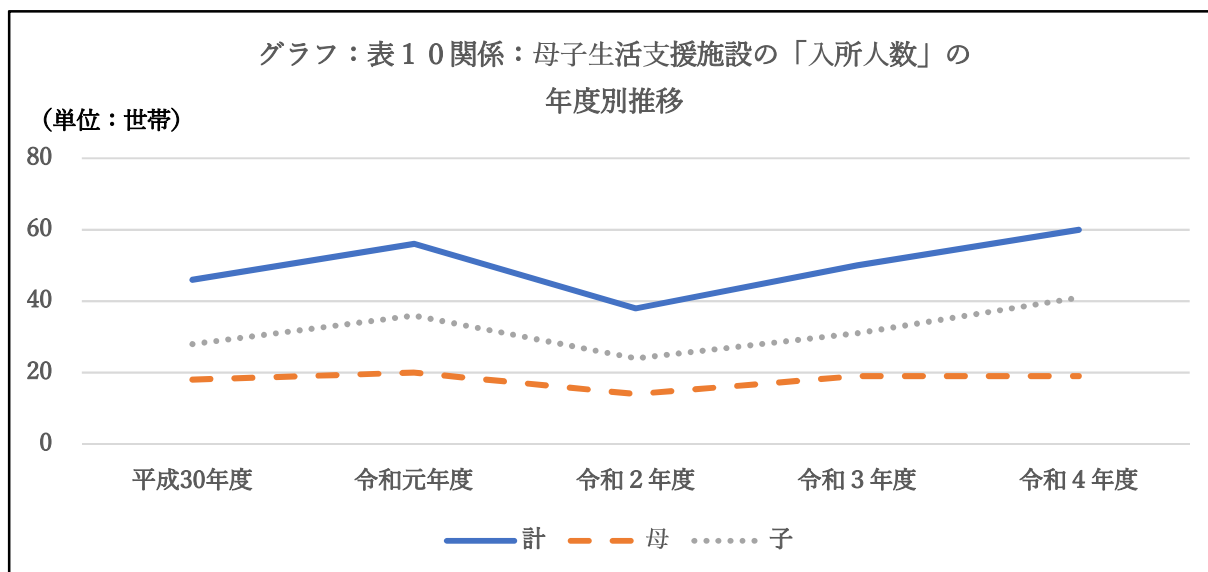
表10：母子生活支援施設の入所状況

(単位：世帯)

区分	入所世帯数	世帯内訳		人数	内訳	
		県外	県内		母	子
平成30年度	18	6	12	46	18	28
令和元年度	20	7	13	56	20	36
令和2年度	14	5	9	38	14	24
令和3年度	19	5	14	50	19	31
令和4年度	19	11	8	60	19	41

出典：子ども・家庭支援課調べ





### ⑦ DV等被害者支援団体

大分県には、DV等に対する被害者保護を図るための活動を行う民間支援団体があります。被害者に対して、各種相談や、警察をはじめ関係機関への同行支援を行っています。

また、支援団体の中には、DVを受けた被害者が緊急一時的に避難できるシェルターを有しているほか、支援者に向けて被害者への適切な支援を学ぶ専門的な研修や、被害者の中長期的支援や同伴児への学習支援など、先進的な取組を行っている団体もあります。

### ⑧ 社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会では、「生活に困っている」や「仕事を探したいがなかなか見つからない」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、生活に困難を抱えている方からの相談対応や支援を行っています。(津久見市・豊後高田市は市担当課で実施)

また、大分県社会福祉協議会では、食の困難を抱える方にいつでも食を提供できるよう「フードバンクおおいた」を運営しています。

## (2) 課題

### ア 婦人相談所の役割の周知

婦人相談所に相談を寄せる女性のうち9割が30歳以上であり、10代や20代の支援ニーズを十分把握できていない可能性があります。

また、令和4年度に県が実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、性暴力・性犯罪の被害者の6割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、心身に深い傷を受け誰にも知られたくないといった心理から、相談できない方が多くいることがうかがえます。

新たな法律を受け、安心して相談できる窓口として認知されるよう、婦人相談所の役割や相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

### イ 市町村の相談体制

県内では、売春防止法に基づく婦人保護事業の窓口が明確ではない市町村が多く、婦人相談員の配置も別府市のみに限られています。

法では、困難な問題を抱える女性が支援の対象となり、従来の婦人保護事業の支援対象より拡充されることに加え、困難な問題を抱える女性の相談は複雑化、多様化していることから、身近な市町村で様々なニーズに包括的に対応することが望まれます。

### ウ 一時保護所や婦人寮の利用減少

一時保護所や婦人寮の利用者は年々減少しています。その理由の一つとしては、婦人相談所の周知不足に加え、DV被害者等の利用者の安全確保を重視する観点から、スマートフォンの利用や喫煙本数が制限されるなどの入所時のルールが設けられていることが挙げられます。

また、一時保護の際に、利用者の相談から入所に至るまでの手続きに時間を要する場合があります。

さらには、障がいがある相談者などの個別のニーズに適切に対応していくことが必要です。

## エ 一時保護解除後や婦人寮退所後のアフターケア

一時保護解除後や婦人寮退所後に、安定的な生活を送ることができるよう支援することが求められます。このため、婦人相談所では、市町村等関係機関と連携のうえ、個々のニーズに応じて、訪問による相談支援や同行支援等のアフターケアを行っていくことが必要です。

## オ 婦人相談所の専門性の向上

令和4年度の婦人相談所の相談件数3,457件で増加傾向にあります。精神保健に関する相談の増加が主な要因となっているほか、性的被害、家族からの暴力、生活困窮など多岐にわたっています。

こうした相談に対応するため、婦人相談所職員の専門性の向上を図る必要があります。

## カ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への配慮

婦人相談所は、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性を理解し、性的マイノリティ当事者の相談にも適切に応じられるよう、必要な知識等の習得に努めることが必要です。

## キ 外国人への相談支援

県内の在留外国人は年々増加しており、婦人相談所は様々な悩みを抱える外国人女性の相談にも対応できるよう、関係機関との連携体制を整えておく必要があります。

### 3 基本目標等

#### (1) 目指す姿

様々な事情で困難な問題を抱える女性に対し、「安心」、「信頼」、「誠実」で応える  
婦人相談所を目指します。

#### (2) 基本目標

##### ①若年女性の相談しやすい体制づくり

婦人相談所では、令和4年度の30歳未満の相談件数は217件で全体の6.3%  
に留まっており、若年層のニーズや潜在化する問題を把握できていない可能性が  
あります。

そのため、広報活動等の強化により、30歳未満の女性の相談件数の増加を目  
指します。

##### ②一時保護所や婦人寮の利用促進

一時保護所や婦人寮の利用者は減少傾向にあります。

婦人相談所の周知不足や入所時のルールに課題があると考えられるため、その  
改善を図ります。

それにより、一時保護所や婦人寮の利用者の増加を目指します。

##### ③アフターケアの確実な実施

一時保護解除後や婦人寮退所後は、具体的な支援方針に則り、市町村等関係機  
関とも連携のうえ、確実なアフターケアを実施します。

#### (3) 具体的指標

	指標名	目標値（各年度）
①	30歳未満の女性の相談件数	令和4年度実績（217件）を上回る
②	一時保護所の利用者数	令和4年度実績（22人）を上回る
	婦人寮の利用者数	令和4年度実績（1人）を上回る
③	一時保護所の退所者に対するアフターケア実施率	100%実施
	婦人寮の退所者に対するアフターケア実施率	100%実施

## 第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための具体的施策

### 1 広報活動の強化

困難な問題を抱える女性が、できるだけ早期に相談支援の窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、SNS やリーフレット等の活用を検討し、婦人相談所の相談窓口を広く県民に周知します。

### 2 関係機関との連携

婦人相談所は、困難な問題を抱える女性の相談機関として、ワンストップで相談を受け止めるよう努めます。

その上で、市町村のほか、警察、児童相談所、弁護士会、配偶者暴力支援センター、民間団体等、様々な関係機関と緊密に連携を図り協働して相談支援を行います。

また、婦人相談所は、市町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として、未成年の女子や同伴児童についてのケース会議等に適宜参加し、必要な情報提供や支援方針の検討を行いながら、児童虐待対応との連携に努めます。

なお、令和6年度中に、婦人相談所や関係機関における情報共有や連携体制強化のための協議の場として、「困難な問題を抱える女性への支援のための関係機関ネットワーク会議（仮称）」を設置します。

### 3 相談支援の専門性の確保

婦人相談所は、相談支援にあたって、まずは相談者の立場に寄り添い、的確なアセスメントを行って、本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、関係機関との調整を進め支援につなぐことが必要です。

そのため、新任職員に対するOJT、初任者研修を実施するほか、職員が相談支援に係る専門的な知識の習得や相談支援技術の向上を図れるよう、専門研修に派遣するなど研修の充実を図ります。

さらには、上記研修等を通じて、性的マイノリティ当事者の方に対する理解や知識習得に努めます。

## 4 市町村の体制強化

困難な問題を抱える女性の相談は複雑化、多様化しており、市町村において、様々なニーズに応じていくために、重層的支援体制整備事業などを活用し、多職種・多機関の連携による包括的支援体制が整備できるよう支援します。

また、各市町村において潜在化するニーズや多様な相談に対応できるよう、婦人相談所は、消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」と共催し、市町村等の担当課職員に対する研修会等を開催するほか、婦人相談所職員が各市町村に出向き、ケース検討や意見交換会を実施します。

## 5 法律相談の実施

婦人相談所では、DV被害者の保護や自立支援に関する専門的な相談等に応じるため、弁護士による法律相談を引き続き実施します。

## 6 大分県外国人総合相談センターとの連携

婦人相談所は様々な悩みを抱える外国人女性の相談にも対応するため、必要に応じて大分県外国人総合相談センターとの連携を図ります。

## 7 一時保護の円滑な実施

婦人相談所が実施する一時保護について、警察や市町村等から相談があった場合には、当該機関と連携して情報収集を行い、速やかに方針を決定し、支援対象者の安全・安心が確保されるよう努めます。

また、障がいがある方など個別のニーズに対応するため、より専門的なサービスが受けられる一時保護委託先の確保に努めます。

なお、未成年者の女子の一時保護については、児童相談所と連携し児童福祉法の規定に基づく一時保護を行います。

## 8 一時保護所や婦人寮の入所時のルールの改善検討

スマートフォンの利用や喫煙本数の制限などの入所時のルールが設けられていることが、一時保護所や婦人寮の利用減少の要因の一つとして挙げられます。

そのため、必要な人が安全を確保されながら安心して利用できるよう、入所時のルールを改善できないか、他自治体の例なども参考にしながら検討します。

## 9 一時保護所や婦人寮における支援の充実

### (1) 被害からの回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者からの暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている人や、様々な困難や生きづらさを抱えている人も多く含まれ、中長期的に寄り添う支援が必要です。

一時保護所や婦人寮での支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談するなど連携を図り、心身の健康回復のための医学的支援のほか、婦人相談所の心理担当職員による支援を行います。

### (2) 日常生活の回復の支援

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、将来に向けて生きる希望につなげていく支援が重要です。

一時保護所や婦人寮では、支援対象者本人の状況や意思を十分理解し、退所後等に中長期的に利用可能な住まいの確保など、安全・安心な環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援します。

### (3) 同伴児童への支援

同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を十分把握した上で、必要に応じて、医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷のケアや相談支援等を実施します。

また、状況に応じて、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討します。

### (4) 自立支援

#### ア 被害からの回復支援

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、将来に向けて生きる希望につなげていく支援が重要です。

一時保護所や婦人寮では、婦人相談員が支援対象者本人の状況や意思を十分理解してサポートし、退所後等に中長期的に利用可能な住まいを確保するなどして、安全・安心な環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心



身の健康の回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように支援します

## イ 生活支援

困難な問題を抱える女性の中には、日常生活に必要な知識や習慣を身につける機会が少なかったり、配偶者等からの経済的な支配や借金などの影響により、日常生活に何らかの支援や介助が必要な人が含まれています。

一時保護所や婦人寮では、個別の背景やこれまでの生活習慣に配慮しながら、一般的な生活の力を身につけるための支援や必要に応じて金銭管理の支援等を行います。

また、市町村と連携し、子育て支援サービスや障がい福祉サービスを利用するための手続を支援し、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができる環境を整えます。

## ウ 日中活動の場の確保支援

一時保護所や婦人寮では、支援対象者本人に就労意欲がある場合は、就労支援を行う行政機関や民間団体との連携を図り、求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげます。

また、障がいにより一般就労が困難な場合は就労継続支援等障がい福祉サービスの活用も含め、日中活動の確保を検討します。

## エ 居住支援

一時保護所や婦人寮では、支援対象者が地域社会で安定的な生活を営むための居住支援を行います。

市町村と連携した公営住宅の活用や、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等との連携のほか、必要な保証人が確保できない場合に、民間の保証会社等に関する情報提供等を行います。

## 10 アフターケアによる退所後等の支援

一時保護解除後や婦人寮退所後は、個々の状況に応じた適切な支援方針を策定し、市町村等関係機関とも連携のうえ、訪問による相談支援、日常生活（食生活、健康管理、金銭管理等）の援助や、関係機関・病院等への同行支援、就労先での人間関係の調整など、確実なアフターケアに努めます。